

別記様式第3号（第8条関係）

診療情報提供書（病児保育用）

年 月 日

病児保育事業実施施設長 様

医療機関

所在地

病院・医院名

医師名

電話番号

印

病児保育事業の利用を申請するに当たり、次のとおり診療情報を提供します。

（保護者記入欄）

| | | | |
|------|--------|----------|-------|
| 児童氏名 | | 性別 | 男 ・ 女 |
| 生年月日 | 年 月 日 | (満 歳 か月) | |
| 住 所 | 市 町 番地 | | |

（医療機関記入欄）

<留意事項>次の場合、病児保育事業を利用することができません。

1. 点滴などの治療が必要なとき
2. 食事が摂れない状態のとき
3. 診断の確定ができないとき（例えば、病原性大腸菌の検査結果待ちのとき など）

| | | | |
|--------------------|---|----------------|------------|
| 病状・症状 (番号に○) | 感染 症名 ・ 病名 | 1 急性上気道炎 | 10 インフルエンザ |
| | | 2 気管支炎・肺炎 | 11 溶連菌感染症 |
| 3 喘息・喘息様気管支炎 | | 12 中耳炎・外耳炎 | |
| 4 嘔吐下痢症 | | 13 流行性耳下腺炎 | |
| 5 感染性胃腸炎 | | 14 百日咳 | |
| 6 周期性嘔吐症（自家中毒） | | 15 咽頭結膜熱（プール熱） | |
| 7 突発性発疹 | | 16 外傷（部位 ） | |
| 8 水痘 | | 17 その他 | |
| 9 風疹 | | () | |
| 症状 | 18 発熱 | 19 下痢 | 20 嘔吐 |
| | 21 咳嗽 | 22 喘鳴 | 23 発疹 |
| 年 月 日現在の病状・症状 | | | |
| 安 静 度 | 1 ベッド上安静 2 隔離室で隔離 3 室内安静（ベッド上での生活が主、他児との静かな遊びは可） 4 室内保育（他児と室内で普通に遊んでよい） | | |
| 発症・病年月日 | 年 月 日 | | |
| 投 薬 処 方 | 投薬方法：食前・食間・食後・指定時間（ 時間毎） 投薬品名： | | |
| 利用見込み | 年 月 日～ 年 月 日（見込み） | | |
| 保 育 上 の 留 意 事 項 | *薬アレルギーがある場合は、記載してください。 | | |

医療機関様へ

診療情報提供書（病児保育用）の記入にあたって

この診療情報提供書は、府中市が実施する病児保育事業において必要となる情報です。

この診療情報提供書の作成に伴う診療報酬等の取扱いについては、診療情報提供料（I）の医科点数により保険請求していただきますよう、よろしくお願いいたします。

『病児保育』とは、就学前児童及び小学校又は義務教育学校前期課程に在籍する児童（以下「児童」という。）が、病気で集団保育等を受けることが困難な場合において、市が当該児童を一時的に預かる事業を実施することにより、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全育成に寄与することを目的とする。

対象児童は、病気の回復期にある児童又は当面症状の急変は認められないが回復期に至っていない児童で、医療機関等での入院治療の必要はないが安静の確保に配慮する必要がある、かつ、次の各号のいずれかに該当する児童とする。

- (1) 生後6か月以上の保育所、認定こども園又は幼稚園に入所又は入園している児童
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設又は児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条の2第1号イ若しくはロに掲げる乳幼児のみの保育を行う事業所内保育施設に入所している児童
- (3) 小学校又は義務教育学校の前期課程に就学している児童

（府中市病児保育事業実施要綱第1条及び第3条要約）